

かとう知っとこ情報 (第81版)

ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和3年2月22日

発行：加東市商工会

加東市商工会

検索



販路開拓にご活用を！ ～小規模事業者持続化補助金～

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓にかかる経費の一部を補助。

【一般型】※第1回、第2回、第3回、第4回は終了

原則補助上限 50万円（補助率2/3）

第5回受付締切：2021年 6月4日（金）[消印有効]

【低感染リスク型ビジネス枠】

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセス導入等の取り組みを支援。その取り組みに対する感染防止策にかかる経費の一部を補助。

補助額 100万円（補助率3/4）

公募予定 3月中旬予定

活用例 飲食店が大部屋を個室にするため間仕切の設置を行い予約制システムを導入する。

中小企業再構築促進事業 ※予定

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

【補助対象要件】

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【補助金額・補助率】

中小企業（通常枠）	補助金額	100万円～6000万円	補助率	2/3
中小企業（卒業枠）	補助金額	6000万円超～1億円	補助率	2/3
中堅企業（通常枠）	補助金額	100万円～8000万円	補助率	1/2
中堅企業（グローバルV字回復枠）				（4000万超は1/3）
	補助金額	8000万円超～1億円	補助率	1/2

【緊急事態宣言特別枠】

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	補助金額	100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人	補助金額	100万円～1000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上	補助金額	100万円～1500万円		

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県が行った営業時間短縮の要請に応じた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を市町と協調して支給します。

対象者、支給要件等は「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請要項を確認のうえ、申請をお願いいたします。

【対象者】

次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業者の方

- (1) 兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること※酒類の提供を行う飲食店限定ではありません
- (2) 通常午後8時以降も営業している対象店舗等が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮していること
- (3) 令和3年1月14日(木)～2月7日(日)（県の要請期間）の全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていること

【申請受付期間】

令和3年2月8日（月）～ 令和3年3月1日（月）

【申請方法】

郵送または電子申請のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。

加東市商工会館にも申請書をご用意しておりますので、ダウンロードできない方は商工会へご来館ください。

【第2期（2月8日以降の時短要請文）について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期:2月8日以降の時短要請分）については兵庫県のホームページをご覧ください。

65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

①青色申告特別控除額が変わります。（現行 65万円⇒改正後 55万円）

②基礎控除額が変わります。（現行 38万円⇒改正後 48万円）

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告（電子申告）又は**電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除（以下、「65万円控除」といいます。）が受けられます。

※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

改正前（令和元年分申告まで）			
控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 （複式簿記） (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳



改正後（令和2年分申告以後）			
控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存
55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】